



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

932	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
933	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
934	〃	( " ).....	2
935	平成25年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	2
936	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
937	指定障害児通所支援事業者の変更	( " ).....	4
938	〃	( " ).....	4
939	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	4
940	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	( " ).....	5

### ○ 収用委員会告示

24	土地収用法による裁決手続開始の決定	.....	6
----	-------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第932号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成25年6月24日

#### 2 名称

特定非営利活動法人障がい者の自立を目指す会

#### 3 代表者の氏名

加藤新太

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市南材木丁3丁目13番地

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、就労を希望する障害者に対して、個人のニーズ、障害の特性にあった就労の場への支援を目的として、その為の相談活動及び情報収集を行います。また、現に就労している者に対しては、地域に住む方との交流事業を積極的に実施していくことで障害に対する理解と啓発を推進し地域での自立に繋げていきます。更に、当法人は、活動の幅を広げていく中で、指定障害福祉サービス事業の認可を受け指定就労移行支援事業所の設立を目指していきたいと考えています。就労移行支援事業所においては職業準備のための訓練を実施し、本人の持てる能力・適性を最大限に引き出していくことで、一人でも多く企業就労に繋げられるよう支援していきます。

当法人としては、障害者の就労支援及び就労定着における自立支援事業をおこなうことで障害者の健全な社会参加促進と地域生活における自立に寄与することを目的としています。

**和歌山県告示第933号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年7月1日

## 2 名称

特定非営利活動法人Big Brothers and Sisters Movement 21 Space

## 3 代表者の氏名

大江隆之

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市小雑賀二丁目2番27号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と共に、生涯スポーツの振興及び普及に関する事業等を行い、青少年の健全育成、住民の健康増進を図り、教育と地域のコミュニティづくりに取り組むことで、非行や犯罪の無い明るい社会づくりの建設に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第934号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年7月1日

## 2 名称

特定非営利活動法人はまゆう和歌山

## 3 代表者の氏名

中公之

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番

## 5 定款に記載された目的

この法人は公園緑地、スポーツ・文化施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査、研究、管理を行うと共に、地域社会の中におけるまちづくりや福祉の増進、子供の健全育成及び地域安全活動の推進を図り地域社会全体に貢献することを目的とする。

**和歌山県告示第935号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成25年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成25年11月1日（金）午前10時20分から

2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成25年10月1日（火）から同月8日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成25年10月8日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 合格発表

平成25年11月15日（金）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成25年11月15日（金）から同年12月6日（金）までの土曜日、日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

- ア 受験票又は合格証書
- イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）において配布する。また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号 073-441-2626）

又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に行くこと。

## 和歌山県告示第936号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051600074	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	児童発達支援	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町大字下津野807番地1	平成25.4.1

## 和歌山県告示第937号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3051600058	学童クラブそよ風2	放課後等デイサービス	名称	社会福祉法人ひまわり福祉学童クラブそよ風	学童クラブそよ風2	平成25.6.1

## 和歌山県告示第938号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3050100266	ハミング子ども教室	放課後等デイサービス	事業所の所在地	和歌山市口須佐37-6	和歌山市口須佐86-15	平成25.7.1

## 和歌山県告示第939号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、被包に「Bolt 2nd Edition」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦

覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成25年7月23日

---

**和歌山県告示第940号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成25年7月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE RED 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE BLACK 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Royal 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Fresh 3rd NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「TANAKA 田中 NEW GENERATION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「TANAKA 田中 斬 Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY DEVIL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「AGNI Ver. VIII」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN TRIP HIGHEND NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Chill X TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日  
平成25年7月23日

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年7月11日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年7月23日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道169号改築工事（奥瀬道路（Ⅱ期）・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考		
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測								
和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地	198番2	山林	山林	1,632	1,631.96	285.88	74.30	土地所有者不明 ただし 大字玉置川 (持分1,008/5,040) 総代 玉置元信  又は 登記名義人(亡)仲谷兼利  上記法定相続人 葛原好数 (持分32/5,040)  勝田博一 (持分14/5,040)  勝田裕太 (持分7/5,040)	奈良県吉野郡十津川村大字玉置川134番地 (ただし、総代住所)  三重県南牟婁郡紀宝町浅里1452番地  大阪府門真市岸和田3丁目45番10-202号  所在不明	—	—	—	共有持分 1,008/ 5,040 (付記)

勝田祥太 (持分7/ 5,040)	大阪府寝屋川 市黒原城内町 7番9号
葛原亨 (持分28/ 5,040)	三重県南牟婁 郡紀宝町浅里 1452番地
葛原弘子 (持分14/ 5,040)	愛知県豊田市 大林町13丁目 6番地7 清風 苑406号
葛原和樹 (持分14/ 5,040)	愛知県豊田市 大林町13丁目 6番地7 清風 苑406号
玉置定子 (持分28/ 5,040)	兵庫県神戸市 中央区中山手 通2丁目20番1 8号 コマツ マンション10 1号
仲谷マキエ (持分72/ 5,040)	和歌山県新宮 市熊野川町玉 置口178番地
仲谷千鶴 (持分12/ 5,040)	大阪府吹田市 南吹田2丁目1 0番12号
仲谷茂雄 (持分6/ 5,040)	大阪府吹田市 南吹田2丁目1 0番12号
池邊千春 (持分6/ 5,040)	大阪府大阪市 淀川区新高6 丁目14番57号
仲谷仁志 (持分24/ 5,040)	大阪府堺市堺 区七道西町12 番地11 大林 フローラ堺3- 210号
仲谷博 (持分24/ 5,040)	三重県南牟婁 郡紀宝町鶴殿 789番地28
井上順子 (持分24/ 5,040)	兵庫県西宮市 枝川町3番121 -502号
井上喜朗 (持分24/ 5,040)	兵庫県西宮市 高須町2丁目1 番29-317号

						井上光雄 (持分48/ 5,040)	兵庫県西宮市 高須町2丁目1 番19-2015号			
						井上昇 (持分48/ 5,040)	大阪府交野市 私部7丁目14 番2号			
						赤松真由美 (持分48/ 5,040)	大阪府大阪市 平野区瓜破6 丁目9番23号			
						仲谷広幸 (持分48/ 5,040)	兵庫県西宮市 小松南町3丁 目4番13-403 号			
						浅野幸生 (持分48/ 5,040)	兵庫県西宮市 高須町2丁目1 番28-414号			
						藤井トヨ子 (持分144/ 5,040)	兵庫県西宮市 小松南町3丁 目4番13-403 号			
						浅野末子 (持分144/ 5,040)	兵庫県西宮市 高須町2丁目1 番28-414号			
						仲谷亮 (持分144/ 5,040)	大阪府吹田市 高野台1丁目2 番B5-203号			

(付記) 持分4,032/5,040については、起業者において権利取得済